

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月12日 15時10分ごろ
発生場所	千葉県富津市大貫海岸西方沖 大貫港南防波堤灯台から真方位024°600m付近 （概位 北緯35°17.0′ 東経139°51.0′）
事故の概要	水上オートバイいちはらは、大貫海岸西方沖において遊走中、いちはらと水上オートバイなんくる2号とが衝突した。 なんくる2号は、船長及び同乗者が負傷し、右舷船側外板中央部に亀裂等を生じ、また、いちはらは、船首船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ いちはら、0.2トン 232-44270千葉、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成28年6月 B 水上オートバイ なんくる2号、0.2トン 232-43745千葉、株式会社新光塗装 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成27年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年6月19日 免許証交付日 令和2年6月19日 （令和7年6月18日まで有効） B 船長B 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年10月22日 免許証交付日 令和2年6月16日 （令和7年10月21日まで有効） 同乗者B 18歳
死傷者等	A なし

	B 重傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 右舷船側外板中央部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南南西、波高 約0.5m
事故の経過	<p>船長Aの口述によれば、次のとおりであった。</p> <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊走の目的で、B船、C船、D船と共に、15時00分大貫港北方にある大貫海岸を出発した。</p> <p>B船は、船長Aの知人である船長Bが1人で乗り組み、船長Bの知人（以下「同乗者B」という。）を後部座席に乗せていた。</p> <p>C船は、船長Aの友人である船長Cが1人で乗り組んでいた。</p> <p>D船は、船長Bの知人である船長Dが1人で乗り組んでいた。</p> <p>船長Aは、大貫海岸西方沖において、ほか3隻と共に、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、蛇行したり、追越しあったりしながら遊走していたところ、左舷正横方の至近で併走していたB船の船長Bから、右舷船首方にいたC船から船長Cが落水した旨を聞いたので、減速しながら右舷船首方に視線を向け、右舷船首方約50mに船長Cが落水しているのを認めた。</p> <p>船長Aは、船長Cに近づいて声を掛けようと思い、右舷船首方の船長Cを見ながらハンドルを右に切ってC船に向首し、アクセルレバーを握って増速を始めたのち、15時10分ごろ、約20km/hの速力で、A船の船首部と、B船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、落水していた同乗者Bに近寄り、船長Dと協力して海面から引き揚げてD船に乗せたのち、B船に乗ったままの船長Bに声を掛けて自力航行できる旨を聞いたので、D船に伴走して大貫海岸にあるマリーナに向かい、マリーナに到着したのち、付近の人に救急車の手配を要請した。</p> <p>船長Bは、自力で航行して、マリーナに到着し、同乗者Bと共に救急車で病院に搬送され、船長Bが右肋骨多発骨折等、同乗者Bが肝損傷等とそれぞれ診断された。</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故発生の前年に水上オートバイを購入し、前年度は約20回、今年度は約10回の乗船経験があった。</p> <p>船長Aは、大貫海岸に、自己所有の水上オートバイをけん引していたものの、潮位が低くて海面に降ろすことができず、船長Cが所有するA船を借りて乗っており、船長Cも知人の所有するC船に乗っていた。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B 不明
船体・機関等の関与	A なし、B 不明
気象・海象等の関与	A なし、B 不明

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、大貫海岸西方沖において遊走中、船長Aが、左舷正横方の至近で併走していた船長Bから船長Cが落水した旨を聞いて減速し、船長Cに近づいて声を掛けようと思い、右舷船首方の船長Cを見ながらハンドルを右に切ってC船に向首し、アクセルレバーを握って増速したのち、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船の運航状況及び船長Bの行動については、船長Bから情報が得られなかったため、明らかにすることができなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、A船の船体が右半身に当たり、それぞれ負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大貫海岸西方沖において、遊走中のA船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの操縦者は、複数の僚船と遊走する場合、僚船同士で接近して航行しないことが望ましく、また、全周を見渡し、僚船の動向を常に把握しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

